

東京大学（海洋研）総合研究棟 施設整備等事業

入札説明書等に関する質問回答（第2回目）

- 本質問回答（2回目）は、平成19年9月3日（月）から9月5（水）に受け付けた東京大学（海洋研）総合研究棟施設整備等事業の入札説明書等に関する質問（第2回目）を入札説明書等の項目順に整理し、その回答を記載したものです。
- 質問の内容は、質問者の記載どおりとしています。ただし、質問項目及び記載位置については、大学で整理していますので注意してください。
- 記載凡例/「番号」は通し番号です。「書類」は下記の＜総括＞を参照してください。原則として、記載位置を示す「一般書類→」は書類①、②、③・別・資、④に、「契約書類→」は書類⑤、⑥に対応しています。

＜ 総 括 ＞

書 類	入 札 説 明 書 等	質問件数
①	入 札 説 明 書	5
②	様 式 集	19
③・別・資	要 求 水 準 書	110
④	落 札 者 決 定 基 準	0
⑤	基 本 協 定 書（案）	1
⑥	事 業 契 約 書（案）	24
⑦	そ の 他	11
－	合 計	170

平成19年9月26日

国立大学法人東京大学

東京大学(海洋研)総合研究棟施設整備等事業
入札説明書等に関する質問回答(第2回目)

番号	書類	質問項目・記載位置										質問内容	回答
		一般書類→ 契約書類→	頁 頁	I 章	1 条	(1) 項	1) 号	ア ー	① ー	a ー	i ー		
1	①	事前調査	3	I	6	4	3	ア	1			「事前調査(地質調査を含む)」には、土壌汚染調査は含まれるのでしょうか。また、その他にはどのような調査を想定すればよろしいのでしょうか。	事前調査の範囲は、入札参加者の提案に基づく施設整備業務等を実施するにあたって必要となるものとし、具体的な事項については、入札参加者の提案によるものとします。
2	①	周辺家屋影響調査・対策及び<第1回質問回答No.5>	3	I	6	4	3	ア	5			「周辺家屋影響調査・対策」とは、第1回質問回答で電波障害は含まないとのことですが、どのような調査を想定すればよろしいのでしょうか。また、周辺家屋とはどの範囲を定義とするのでしょうか。	周辺家屋影響調査・対策(ただし、電波障害調査・対策を含まない)の範囲は、入札参加者の提案に基づく施設整備業務等を実施するにあたって必要となる範囲とし、具体的な事項については、入札参加者の提案によるものとします。要求水準書Ⅱ8(2)の「施工に対する要求事項」や事業契約書(案)第22条の「本件施設の建設に伴う近隣対策等」に基づいてください。
3	①	スケジュール	4	I	7							施設整備業務(設計・建設等)の期間で、本年6月の建築基準法改正に伴い、建築確認・検査の厳格化、「指定構造計算適合性判定機関」による構造計算審査の義務化により、審査期間が確定できない状況となっておりますが、本計画で審査期間の遅延による竣工時期の延長はやむを得ないと考えてよろしいのでしょうか。	事業者が行うべき許認可の取得遅延による設計・建設期間の変更は認められません。ただし、当該許認可の取得遅延が、明らかに事業者の責めに帰すことのできない事由(確認申請等の許認可に要する時間を十分に見込むとともに効率的かつ効果的な手続を行ったにもかかわらず、なお不確定な事由等により大幅な時間を要する場合を含む。)によると思われる場合には、大学と事業者が協議を行い、当該変更の可否を定めるものとします。事業契約書(案)第7条の「許認可及び届出等」、同第31条の「工期の変更」に基づいてください。
4	①	入札保証金及び契約保証金及び<第1回質問回答No.28>	17	I	15	2						平成19年7月18日付入札説明書等に関する質問回答(第1回目)28番にて、金融機関による保証や保証会社による保証は不可とのことですが、理由につきご教授いただきたくお願い致します。	大学の実務上の都合によるものです。ご協力をお願いします。

番号	書類	質問項目・記載位置										質問内容	回答
		一般書類→ 契約書類→	頁 頁	I 章	1 条	(I) 項	1) 号	ア	①	a	i		
5	①	事業契約書の締結及び第1回質問回答No.31>	19	I	22	4						平成19年7月18日付入札説明書等に関する質問回答(第1回目)31番にて、「甲及び乙の責めに帰すべき事由によることなく、事業契約の締結に至らなかった場合には、～甲乙間に債権債務が生じないものとする。」と回答いただきましたが、いずれかの主張が原因となり協議不調により事業契約締結に至らなかった場合には、「甲及び乙の責めに帰すべき事由によることなく、事業契約の締結に至らなかった場合」に該当すると理解してよろしいでしょうか。	事業契約の締結に至らなかった場合、その事由が入札参加者の責にあるのか、大学の責にあるのか、あるいは大学及び入札参加者の双方ともに責がないのか、これらが明らかでないような事態が生じることは想定していません。また、本事業の入札手続は総合評価一般競争入札方式で行われるものであり、ご質問にあるように、いずれかの主張が原因となって事業契約の締結に至らないような事態が生じることも想定していません。入札説明書I22の「事業契約の締結」(3)に基づいてください。
6	②	入札書等に関する提出書類	4	II	5	4	1					正本には、別途封筒に入れ封印のうえ持参する<様式24>は含めなくてよろしいのでしょうか。	お考えのとおりです。
7	②	入札書等に関する提出書類(説明書)	5	II	5	5	1					提出するPDFデータは、様式毎に別ファイルで保存するのでしょうか、それとも<様式26>から<様式53>までをまとめて1つのファイルで保存するのでしょうか。	様式ごとに別のファイルで保存するのではなく、できるだけまとめて保存してください。なお、詳細については、入札参加者の判断によるものとします。
8	②	入札書等に関する提出書類(説明書)	5	II	5	5	1					提出するEXCELデータは、様式毎に別ファイルで保存するのでしょうか、それとも<様式35>から<様式36>までをまとめて1つのファイルで保存するのでしょうか。	<様式35>と<様式36>は、相互のリンクもあるでしょうから、できるだけ1つのファイルで保存してください。なお、詳細については、入札参加者の判断によるものとします。
9	②	入札書等に関する提出書類(説明書)	5	II	5	6	1					提出するEXCELデータは、様式毎に別ファイルで保存するのでしょうか。それとも公表されているEXCELデータ(様式集)のまま提出するのでしょうか。また、様式毎に別ファイルで保存する場合は、公表されているEXCELデータ(様式集(LCC))に含まれている表紙から別表2までシートは、提出するEXCELデータに含めなくてもよろしいでしょうか。	<様式55-1>から<様式55-13>並びに<様式56-1>から<様式56-9>は、相互のリンクもあるでしょうから、できるだけ1つ又は2つ程度の少数のファイルで保存してください。<様式54>(表紙)はEXCELで作成しても、あるいはWORDで作成しても、どちらでもかまいません。また、様式集(LCC)の表紙から【別表2】までは、提出並びに保存する必要はありません。なお、詳細については、入札参加者の判断によるものとします。
10	②	入札書等に	5	II	5	7	1					提出するPDFデータは、様式毎に	様式ごとに別のファイルで保存

番号	書類	質問項目・記載位置										質問内容	回答
		一般書類→ 契約書類→	頁 頁	I 章	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	a	i		
		関する提出書類(図面集)										別ファイルで保存するのでしょうか。それとも様式 57>から様式 69>までをまとめて 1 つのファイルで保存するのでしょうか。	するのではなく、できるだけまとめて保存してください。なお、詳細については、入札参加者の判断によるものとします。
11	②	<様式 34> 資金調達計画等	50	様	34							「i 事業費の調達」の「事業費の総額」の欄は、「出資金額」と「借入金額」の合計金額を記載することになりますでしょうか。	お考えのとおりです。
12	②	<様式 35> 長期事業収支計画表 (損益計算書)	51	様	35							「課税対象」の欄に記載する内容についてご説明願います。	所得控除等があれば、これらを税引前当期利益から減額した金額を計上することを想定しています。したがって、当該控除等がない場合には、税引前当期利益と同額を計上することになります。
13	②	<様式 35> 長期事業収支計画表 (損益計算書)	51	様	35							本様式の記載年度が「H33」年度まで表示されていますが、「入札説明書」I 7(21)、(22)では、維持管理業務期間の終了日及び事業契約の完了日は平成 32 年 3 月となっております。従いまして、提案書提出時に平成 32 年 4 月以降の事業を想定しない場合は、「注意事項」(共通事項)に基づいて本様式を修正せずに平成 32 年度までの損益計算書を記入し、以降の年度は空欄での提出でよろしいでしょうか。	<様式 36>との統一に配慮し、年度の欄は [H19] から [H32] としてください。ただし、<様式 35>への記載は発生ベースを基本とし、記載個所等の詳細については、入札参加者の判断によるものとします。
14	②	<様式 35> 長期事業収支計画表 (損益計算書)	51	様	35							<様式 35>では「H20」年度から「H33」年度までの記載となっておりますが、事業契約書の締結後、平成 19 年度(平成 20 年 2 月)中に施設整備業務(設計・建設等)が開始となりますので、本書式は「H19」年度から事業契約が完了(平成 32 年 3 月 31 日)する「H31」年度までの記載としてよろしいでしょうか。	<様式 36>との統一に配慮し、年度の欄は [H19] から [H32] としてください。ただし、<様式 35>への記載は発生ベースを基本とし、記載個所等の詳細については、入札参加者の判断によるものとします。
15	②	<様式 35> 長期事業収支計画表 (損益計算書)	51	様	35							損益計算書に「仮払消費税」、「仮受消費税」が別記されておりますが、「注意事項」<様式 35>長期事業収支計画表(損益計算書)(共通事項)3 において、「売上」、「費用」とも「消費税等を含まないもの」とされていますので 0 円と記載してもよろしいでしょうか。また、「消費税受払差額」欄には各事業年度の	ご質問の前段について、「売上(営業収入)」、「費用(営業費用、一般管理費)」とこれらに関連する項目については、消費税等を含まないものとしてください。したがって、別記としている「仮払消費税」、「仮受消費税」の項目には消費税分を記載してください。ご質問の後段について、「消費税

番号	書類	質問項目・記載位置										質問内容	回答
		一般書類→ 契約書類→	頁 頁	I 章	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	a	i		
												未払又は未収消費税等を記載するという理解でよろしいでしょうか。	受払差額」の項目には、「仮払消費税」と「仮受消費税」の差額を記載してください。 なお、詳細については、入札参加者の判断によるものとします。
16	②	〈様式 36〉 長期事業収 支 計 画 表 (資金収支 計算書等)	52	様	36							「資本の部」の項目の「配当原資」の欄に記載する内容についてご説明願います。	利益の処分として当期に配当可能な金額を計上してください。 なお、詳細については、入札参加者の判断によるものとします。
17	②	〈様式 36〉 長期事業収 支 計 画 表 (資金収支 計算書等)	52	様	36							〈様式 36〉では「H20」年度から「H33」年度までの記載となっておりますが、入札説明書 I 21 により事業契約書の締結(平成 20 年 1 月中旬)までに特別目的会社を設立することとなっておりますので、本書式は資金調達が発生する「H19」年度から事業契約が完了(平成 32 年 3 月 31 日)する「H31」年度までの記載、または大学の支出が完了する「H32」年度までの記載としてよろしいでしょうか。	〈様式 35〉との統一に配慮し、年度の欄は [H19] から [H32] としてください。ただし、〈様式 36〉への記載は現計ベースを基本とし、記載個所等の詳細については、入札参加者の判断によるものとします。
18	②	〈様式 36〉 長期事業収 支 計 画 表 (資金収支 計算書等)	52	様	36							資金収支計算書中の「仮払消費税増減」及び「仮受消費税増減」欄には、各事業年度の当該勘定科目の発生金額を記載するものと考えられますので、当該事業年度に発生した「仮払消費税」、「仮受消費税」を記載するという事でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。なお、詳細については、入札参加者の判断によるものとします。
19	②	〈様式 39〉 入札金額内 訳書(維持 管理費相当 の内訳書)	55	様	39							「その他費用」の「人件費」について、人件費が実際に生じない場合は「0 円」と記入してよろしいでしょうか。また、「諸経費」と「その他」の記載内容について具体的に御教示ください。例えば「諸経費」には、SPC 事務所経費、会計士報酬、保険料等を含めて記載し、「その他」には、SPC の法人税等や利益相当額を含めて記載することによろしいでしょうか。	ご質問の前段について、お考えのとおりです。 ご質問の後段について、「その他費用」の「諸経費」と「その他」につき、お考えのとおりで問題ありません。なお、当該記載は、入札説明書別紙 2(1)の「サービス購入費の構成」の考え方を基本とし、費用仕分等の詳細については、入札参加者の判断によるものとします。
20	②	事業計画等 に関する提 案書(長期 事業収支	56	II	5	2						〈様式 35〉長期事業収支計画表(損益計算書)(共通事項)4 において、「『損益計算書』には、予算ベースや対象年度(年月)に応じて記載	〈様式 35〉への記載は発生ベースを基本としますので、ご質問にあるような、例えば平成 21 年度下期の維持管理費相当(売上)や維

番号	書類	質問項目・記載位置										質問内容	回答
		一般書類→ 契約書類→	頁 頁	I 章	1 条	(I) 項	1) 号	ア	①	a	i		
		等)の作成にあたっての注意事項										(発生ベース)してください」とありますので、維持管理業務の初年度(平成21年度)の平成22年3月のサービス購入費に基づく売上及びその費用は、「入札説明書」別紙2(2)1)ウにより、SPCが受領するのは平成22年度内ですので、損益計算書でも平成22年度に売上及びその費用が発生したものとして記載してよろしいでしょうか。	持管理に係る費用(費用)の記載個所は、平成21年度の欄となります。なお、詳細については、入札参加者の判断によるものとします。
21	②	事業計画等に関する提案書(長期事業収支等)の作成にあたっての注意事項	56	II	5	2						〈様式 36〉長期事業収支計画表(資金収支計算書等)(共通事項)5において、「『資金収支計算書等』には、実際の受取や支払の年度(年月)に応じて記載(現計ベース)してください」とあり、「入札説明書」別紙2(2)1)ウにより半期毎の翌期にサービス購入費の支払をいただきますので事業契約完了後の平成23年度にも資金収支が発生することになると存じます。従って資金収支計算書と損益計算書とでは半期毎のラグが発生しますがこれを反映させて資金収支計算書を記載するという事でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。なお、詳細については、入札参加者の判断によるものとします。
22	LCC ②	エネルギー価格の算定	2	B	3							電力基本料金、ガス料金単価、給水料金が〈様式 55-4〉B. エネルギー費内訳の単価が異なりますが、どちらを採用するのでしょうか。	様式集(LCC)2頁B-3の「エネルギー価格の算定」を「正」とします。
23	LCC ②	修繕・更新費の構成及び周期と初期設備費に対する比率	3	C	3							表の更新周期(全面改修)の項目で、「機器 パッケージ型空調機・10年」「自動制御機器類・10年」とあります。〔空調設備生涯費用(LCC)総括表〕の記入はこの周期で作成しますが、様式35、様式39の修繕費用は担当企業独自の周期で作成してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
24	LCC ②	〈様式 56-3〉室別の年間冷暖房負荷集計表	40	様	56	3						最大日負荷を求める際の時間最大負荷が冷房でa1～a8、暖房でa9～a16の欄が設けられていますが、冷房、暖房各同一の値(最大負荷)と考えてよろしいでしょうか。	ご質問の前段について、各時間帯、各期間等に応じて、それぞれ異なることを想定しています。ご質問の後段及び関連項目について、下記のとおり修正をお願いします。

番号	書類	質問項目・記載位置										質問内容	回答
		一般書類→ 契約書類→	頁 頁	I 章	1 条	(I) 項	1 号	ア	①	a	i		
												また、期間別日平均負荷率様式 18 は様式 56-7、期間別平均負荷率様式 19 は様式 56-8 に読み替えてよろしいでしょうか	します。 ＜様式 55-2＞ ・「様式 2」を「様式 55-3」に修正 ・「様式 3」を「様式 55-4」に修正 ・「様式 4」を「様式 55-5」に修正 ・「様式 5」を「様式 55-6」に修正 ・「様式 6」を「様式 55-7」に修正 ・「様式 7」を「様式 55-8」に修正 ・「＜様式 40-1-2＞は 3 枚以内とする。」を「本様式は、出来るだけ簡潔にまとめること。」に修正 ＜様式 55-4＞ ・「様式 8」を「様式 55-9」に修正 ・「様式 9」を「様式 55-10」に修正 ・「様式 10」を「様式 55-11」に修正 ・「様式 11」を「様式 55-12」に修正 ・「様式 12」を「様式 55-13」に修正 ＜様式 55-10＞ ・「様式 15」を「様式 56-4」に修正 ・「様式 16」を「様式 56-5」に修正 ＜様式 55-11＞ ・「様式 17」を「様式 56-6」に修正 ・「様式 20」を「様式 56-9」に修正 ＜様式 55-12＞ ・「様式 13」を「様式 56-2」に修正 ＜様式 56-3＞ ・「様式 18」を「様式 56-7」に修正 ・「様式 19」を「様式 56-8」に修正 以上、ご協力をお願いします。
25	③	適用基準等	7	II	3	4	4 10					「本業務の実施に当たっては、下記基準類の最新版を適用すること」とありますが、「4) 文部科学省電気設備工事設計資料・10) 文部科学省機械設備工事設計資料」の最新版を貸与いただけるのでしょうか。	貸与することは可能です。
26	③	監視・制御回線 及び＜第 1 回質問回答 No.72＞	9	II	4	8	12					（第 1 回質問回答 No72 の追加質問） 「閲覧資料 6」を拝見しましたが、排水処理センターから本施設までの配線ルート、排水処理センター内の必要工程が分かりません。ご教示ください。	将来、本施設への PH 異常の出力とセンターからの返送停止の入力を容易に接続できるようにしてください。
27	③	施設概要	9	II	5	1						本計画建物は建築基準法上の学校用途と考えてよろしいでしょうか。	過去、本学における同種建物の建築基準法上の用途は学校でした。

番号	書類	質問項目・記載位置										質問内容	回答
		一般書類→ 契約書類→	頁 頁	I 章	1 条	(I) 項	1 号	ア ー	① ー	a ー	i ー		
28	③	駐輪場	11	II	5	4	1	イ				「駐輪場は地下ピット部の利用を積極的に検討すること」とありますが、他の考え方として計画地内、あるいは計画地外であっても環境棟等にならない、その北側に設置する可能性はあるでしょうか。	駐輪場は計画地内に設置してください。入札参加者のより良い提案を期待します。
29	③	供給用液体窒素タンク施設	11	II	5	4	2					供給用液体窒素タンク施設は、実験に係る設備のため、事業者の維持管理業務対象外と考えてよいですか。	お考えのとおりです。供給用液体窒素タンク及びそれに伴う付帯機器等の設置工事は、本事業における事業者の業務範囲とし、本施設の完成後の維持管理業務は、本事業とは別途に大学が実施します。
30	③	供給用液体窒素タンク施設	11	II	5	4	2	ア				供給用液体窒素タンク施設において、窒素タンク 5000L 以上を設置することとありますが、一般的に規格品の呼称 5000L 液体窒素ガスタンクは、実容量 4980L であり、その上の容量を持つ規格品は呼称 10000L タンクとなります。また、窒素ガスタンクはその構造が特殊であるため、規格外のサイズを特注することは、費用や納期の面から現実的ではありません。本施設においては、呼称 5000L のタンク設置としてよろしいでしょうか。それとも厳密に実用量が 5000L 以上とする必要がありますでしょうか。	呼称 5000L タンクの設置としてください。
31	③	供給用液体窒素タンク等の維持管理業務範囲	11	II	5	4	2	アウ				アに記載の「供給用液体窒素タンク」及びウに記載の供給用液体窒素タンク付帯機器の維持管理は、大学側の業務範囲と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。供給用液体窒素タンク及びそれに伴う付帯機器等の設置工事は、本事業における事業者の業務範囲とし、本施設の完成後の維持管理業務は、本事業とは別途に大学が実施します。
32	③	供給用液体窒素タンク等の供給の業務範囲	11	II	5	4	2	ウ				「液体窒素」の調達及び供給システム運用(計量、データ管理等)は、大学が実施すると考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
33	③	外構計画	12	II	5	5	1					本施設周辺の事業計画地内の外構計画において、計画地東側に隣接する新領域環境棟 2～7 階南西角に搬入用バルコニーがありますが、本計画地内に北側道路からの	<資料 3 柏キャンパス外構計画図>のとおりです。

番号	書類	質問項目・記載位置										質問内容	回答
		一般書類→ 契約書類→	頁 頁	I 章	1 条	(I) 項	1) 号	ア ー	① ー	a ー	i ー		
												搬出入用アクセス通路を確保する必要がありますか。必要とする場合、通路幅や舗床の仕上げについてご指示ください。	
34	③	エコロジカルコリドー	13	II	6	1	3	ア				「本施設西側の緑地(エコロジカルコリドー)」とありますが、今回敷地と柏キャンパスの西側敷地境界線との間の、細い緑地帯を指すと考えてよろしいでしょうか。違う場合、その場所をご教示下さい。	お考えのとおりです。
35	③	使用者の意識が誘導される計量システム	13	II	6	1	4	ウ				計量システムの計量内容、表示内容を事業者の提案書記載内容で実施した場合、事業開始後、内容の変更要望がある場合の費用は、大学側の負担と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。要求水準の内容を満たしたうえでの提案であれば、その後に、大学の事由による追加変更を行う場合の費用は、原則として、大学の負担となります。
36	③	機能的な管理運営	14	II	6	1	7	アイ				専門の管理者が不在でも、施設管理に関わる各種設備の操作が可能となるとありますが、要求水準書で監視室に設置することが定められている各種機器警報盤、操作盤等について、居住者が操作をする内容及び範囲を具体的にお示しください。	原則として、居住者が直接操作することは想定していません。居住者は、勤務時間内に発報した場合に、初期的な対応に協力を行う考えです。
37	③	機能的な管理運営	14	II	6	1	7	イ		2		「警報表示の発報を確認した後、居住者が適切な行動をとれるように、日本語だけでなく英語をはじめとする外国語による行動の指示を充実させること。」と有りますが、何ヶ国語に対応することが必要でしょうか。平成 19 年 7 月 18 日付入札説明書等に関する質問回答(第 1 回目)88 番では日本語及び英語で対応とのことでしたが、同 87 番では韓国語、中国語も必須となっております。	行動指示表示(サイン)は日本語、英語、韓国語、中国語とし、警報装置による館内放送は日本語、英語としてください。
38	③	出退表示	14	II	6	1	7	イ		3		「居住者全員の在・不在表示が行えるサイン(出退表示・約 1,000 人用)をエントランスホールに設置すること。」と有りますが、エントランスホールでの操作入力でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
39	③	内外装デザインの基本コンセプト	16	II	6	3	4					「本施設でも(中略)帯状広場に沿った柱廊などを継承する」とありますが、参考プランに柱廊はない	ご質問の後段のとおりです。

番号	書類	質問項目・記載位置										質問内容	回答
		一般書類→ 契約書類→	頁 頁	I 章	1 条	(I) 項	1) 号	ア ー	① ー	a ー	i ー		
												ように見受けられます。環境棟からの柱廊は本施設に連続させるイメージはありますか。あるいは、環境棟からの柱廊は「屋外展示空間」でエンドとしてエントランスまでは続かないものでよろしいでしょうか。	
40	③	内外装デザインの基本コンセプト	17	II	6	3	4	ウ				「各室の開口は原則縦長のプロポーション～」云々とありますが、これは外壁の開口と、建物内で各居室と共用部との境にある開口の両方を指していると考えてよろしいでしょうか。	外装のみを指すものとします。
41	③	内外装デザインの基本コンセプト	17	II	6	3	4	エ				「日除けは～白色を基調」とありますが、白色の塗装あるいは金属的な外観が白く見える等、「白色」とイメージされるものでよろしいでしょうか。	原案のとおり、白色を基調とした塗装としてください。
42	③	構造計画	18	II	6	4	1	イ				構造計算方法に保有水平耐力計算を想定しているようですが、限界耐力計算による計算としてもよろしいでしょうか。	適用基準等により計算するものとします。
43	③	構造計画及び<第1回質問回答No.100>	18	II	6	4	1	イ				構造計画の Co について、1 次設計において 1.25 倍とした場合、構造的な負担がかなり増になりコストに影響しますが、Co=1.25 は必要保有水平耐力のみと考えることはできないでしょうか。	適用基準等により計算するものとします。
44	③	建物管理方式	19	II	6	5	2	アイ				建物の管理方式は、柏キャンパスの設備センター内にある中央監視室において、本施設に対する防災監視機能を有し、本施設の設備機器全般の運転・管理・監視ができるようにすること、本施設内に有資格者の常駐を要しないものとなっておりますが、設備機器の運転・管理・監視ならびに緊急時の対応に関して、柏キャンパス内の中央監視室が対応する内容及び範囲を具体的にお示しください。	設備センター内の中央監視室はキャンパス全体の業務を担当しており、通常時に個々の建物の管理等を行うことはありません。また、緊急時はキャンパス全体に関連するものについて協力・支援を実施しています。 中央監視室が対応する内容及び範囲 防災設備警報 エレベーター警報設備 電気錠警報設備 身障者便所等警報設備 衛生設備警報 空調設備警報 受変電設備警報
45	③	建物管理方	19	II	6	5	2	イ	1			本施設内に有資格者の常駐を要し	ご質問①について、お考えのとお

番号	書類	質問項目・記載位置										質問内容	回答
		一般書類→ 契約書類→	頁 頁	I 章	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	a	i		
		式										ないものとする、とありますが、①事業者の設備保守管理業務における運転監視スタッフを毎日配置する必要はないとの理解でよいでしょうか。 ②上記①の場合、日常の設備機器の運転・管理・監視、緊急対応・緊急連絡等の維持管理業務について、居住者ならびに柏キャンパス内の中央監視室が実施する業務の内容及び範囲を具体的にお示しください。	りですが、入札参加者のより良い提案を期待します。 ご質問の②について、居住者は、勤務時間内に発報した場合に、初期的な対応に協力を行う考えです。設備センター内の中央監視室は、キャンパス全体の業務を担当しており、通常時に個々の建物の管理等を行うことはありません。また、緊急時はキャンパス全体に関連するものについて協力・支援を実施しています。 中央監視室が対応する内容及び範囲 防災設備警報 エレベーター警報設備 電気錠警報設備 身障者便所等警報設備 衛生設備警報 空調設備警報 受変電設備警報
46	③	受変電設備	21	II	6	5	3	ウ				受電後から引渡しまでの電気料金は、使用料金のみと考え、基本料金の up 分は大学側負担と考えてよろしいでしょうか。	基本料金が上がらないよう試験調整等を実施してください。
47	③	受変電設備	21	II	6	5	3	ウ				先端生命科学研究棟の切替所に高圧電盤を増設し、高圧を引き出すことになっていますが、切替所の一次側は対応できると考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
48	③	受変電設備	21	II	6	5	3	ウ				先端生命科学研究棟の切替所の一次側の容量が過大になり改修することになっても、切替所の一次側工事は別途工事として考えてよろしいでしょうか。	現在の切替所 1 次側容量で本建物への給電が可能と考えています。
49	③	受変電設備	22	II	6	5	3	ウ	3			本事業により、設備センターで整備(改修)される設備の維持管理は大学の業務範囲と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
50	③	自家発電設備	22	II	6	5	3	オ				発電機出力 300KVA 想定とありますが、容量算出条件をご教示下さい。また、当該容量で停電時送電用の性能を満たす、と解釈してよろしいでしょうか。	ご質問の前段における重要率について、各機器の使用状況及び管理運営等により容量を算出するものとします。ただし、不明の場合は、防災用を 100%、管理用を 80%、実験研究用を 50%としてく

番号	書類	質問項目・記載位置										質問内容	回答
		一般書類→ 契約書類→	頁 頁	I 章	1 条	(I) 項	1) 号	ア	①	a	i		
													ださい。ご質問の後段について、 お考えのとおりです。
51	③	拡声設備	24	II	6	5	3	ケ	2			「観測機器・試料保管棟への予備回 線も見込む。」とありますが、何回 線かご教示下さい。	5 回線としてください。
52	③	警報設備	24	II	6	5	3	コ				便所、シャワー室等警報設備およ び多目的便所警報設備の警報表示 盤は、監視室、既存設備センター (柏キャンパス内の中央監視室)に 警報表示盤を設けることとなっ ていますが、発報時等の緊急対応に 関して、居住者ならびに柏キャン パス内の中央監視室が行う内容及 び範囲を具体的にお示しください。	居住者は、勤務時間内に発報した 場合に、初期的な対応に協力を行 う考えです。設備センター内の 中央監視室は、キャンパス全体の 業務を担当しており、通常時に個 々の建物の管理等を行うことは ありません。また、緊急時はキャン パス全体に関連するものにつ いて協力・支援を実施していま す。 中央監視室が対応する内容及び 範囲 防災設備警報 エレベーター警報設備 電気錠警報設備 身障者便所等警報設備 衛生設備警報 空調設備警報 受変電設備警報
53	③	テレビ共同 受信設備	24	II	6	5	3	サ	1			CS アンテナを設置する。となっ ていますが、スカイとパーフェク トをそれぞれ設置すると考えてよ ろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
54	③	火災報知設 備	24	II	6	5	3	シ				監視室に主受信機を設置し、主受 信機の全内容を設備センターに表 示するとありますが、火災警報発 報時等の緊急対応に関して、居住 者ならびに柏キャンパス内の中央 監視室が行う内容及び範囲を具体 的にお示しください。	居住者は、勤務時間内に発報した 場合に、初期的な対応に協力を行 う考えです。設備センター内の 中央監視室は、キャンパス全体の 業務を担当しており、通常時に個 々の建物の管理等を行うことは ありません。また、緊急時はキャン パス全体に関連するものにつ いて協力・支援を実施していま す。 中央監視室が対応する内容及び 範囲 防災設備警報 エレベーター警報設備 電気錠警報設備 身障者便所等警報設備 衛生設備警報

番号	書類	質問項目・記載位置										質問内容	回答
		一般書類→ 契約書類→	頁 頁	I 章	1 条	(I) 項	1 号	ア	①	a	i		
													空調設備警報 受変電設備警報
55	③	監視カメラ 設備	25	II	6	5	3	ス	2			モニターの設置場所は監視室とな っていますが、警備業務は本事業 の範囲外となっておりますのでモ ニターの監視は事業範囲外(事業 者で監視を行う必要はない)と考 えてよいですか。	お考えのとおりです。
56	③	セキュリティ(電気錠) 設備	25	II	6	5	3	セ	2			各カード錠装置の監視制御盤は、 監視室に設置し、その故障表示が 設備センターにも出るようにする こととありますが、故障時等の緊 急対応に関して、柏キャンパス内 の中央監視室が行う内容及び業務 範囲をお示してください。	設備センター内の中央監視室は、 キャンパス全体の業務を担当し ており、通常時に個々の建物の管 理等を行うことはありません。 また、緊急時はキャンパス全体に 関連するものについて協力・支援 を実施しています。 中央監視室が対応する内容及び 範囲 防災設備警報 エレベーター警報設備 電気錠警報設備 身障者便所等警報設備 衛生設備警報 空調設備警報 受変電設備警報
57	③	構内配電線 路設備	26	II	6	5	3	ソ	1			既存共同溝内は既設ケーブルラッ ク上配線となっていますが、既存 棟内についても同様に既設ケーブ ルラック上配線と考えてよろしい でしょうか。	お考えのとおりです。
58	③	構内通信線 路設備	26	II	6	5	3	タ	1			既存共同溝内は既設ケーブルラッ ク上配線となっていますが、既存 棟内についても同様に既設ケーブ ルラック上配線と考えてよろしい でしょうか。	お考えのとおりです。
59	③	各室の設計 条件	27	II	6	5	4	ア	1	b		二重床内に設備スペースを確保で きない場合は、床面に設備埋め込 みボックス(給水、排水、都市ガス 一体型)を適宜設け、実験器具等 の変更に容易に対応できる設備とす るとありますが、貴大学が想定し ている各実験室の設備埋め込みボ ックスレイアウトをご教示下さ い。	床面に設備埋め込みボックス(通 称「バンデ鋼板」という。給水配 管 20A・排水配管 40A・都市ガス配 管 20A)方式とし、詳細について は、入札参加者の提案によるもの とします。
60	③	各室の設計 条件	27	II	6	5	4	ア	1	b		別表または閲覧資料に当初からレ イアウトされている機器に関して	お考えのとおりです。

番号	書類	質問項目・記載位置										質問内容	回答
		一般書類→ 契約書類→	頁 頁	I 章	1 条	(I) 項	1) 号	ア ー	① ー	a ー	i ー		
												は、パンネボックスを経由せず直接配管接続と考えて宜しいでしょうか。	
61	③	空調設備	27	II	6	5	4	イ	1	d		空調負荷計算法に公共建築協会「建築設備設計基準」を適用してよろしいでしょうか。	適用してもよいものとします。
62	③	空調設備	27	II	6	5	4	イ	1	d		機器からの内部発熱は、様式集(LCC)【別紙 1】2 ページ 6)時間最大冷房負荷によってよろしいでしょうか。	適用してもよいものとします。
63	③	換気設備 及び<第 1 回質問回答 No.180>	28	II	6	5	4	イ	2	b		第 1 回目の質問回答No.180 にてドラフトチャンバーは事業対象外とありましたが、iii及びivに記載の機器に関する維持管理は、大学側の業務範囲と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。実験用排気装置、排ガス除去装置等の設置工事は、本事業における事業者の業務範囲とし、本施設の完成後の維持管理業務は、本事業とは別途に大学が実施します。ただし、別途大学が維持管理をおこなううえで、コスト意識(効率的な維持管理)が誘導されるような提案を期待します。
64	③	換気設備	28	II	6	5	4	イ	2	b	iii	実験用排気装置、排ガス除去装置は、実験に係る設備のため、事業者の維持管理業務対象外と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。実験用排気装置、排ガス除去装置等の設置工事は、本事業における事業者の業務範囲とし、本施設の完成後の維持管理業務は、本事業とは別途に大学が実施します。ただし、別途大学が維持管理をおこなううえで、コスト意識(効率的な維持管理)が誘導されるような提案を期待します。
65	③	換気設備	28	II	6	5	4	イ	2	b	iii	要求水準書には排気装置 1 台に対し給気ファン 1 台、排気ファン 1 台、スクラバー 1 台…とありますが、別表 3 にドラフトチャンバーのメーカー型番が記載されており、これらをメーカー仕様に照らし合わせたところ、一部の機器にはスクラバーまたは外気処理ユニットが併設されているようです。これらの機器については、指定されている型番仕様を優先し、要求水準書の排気装置 1 台に対し各設備 1 台という規定を外しても良いでしょうか。	基本的にはお考えのとおりですが、スクラバーを含めた換気設備の効率的な維持管理について、入札参加者のより良い提案を期待します。
66	③	換気設備	28	II	6	5	4	イ	2	b	iii	別表 3 にてドラフトチャンバーに	スクラバーの設置工事は、全て本

番 号	書 類	質問項目・記載位置										質問内容	回 答
		一般書類→ 契約書類→	頁 頁	I 章	1 条	(1) 項	1) 号	ア ー	① ー	a ー	i ー		
												対し、スクラバー型式が記載されていないものは貴大学にて用意されるところと考えてよろしいでしょうか。また、屋上荷重条件等の検討のため機器型番をご教示下さい。	事業における事業者の業務範囲とします。スクラバーの型式、設置位置等については、入札参加者の提案によるものとします。
67	③	自動制御設備	29	II	6	5	4	イ	4	a b c		本施設の設備監視を設備センター内の中央監視室で行うようになっていますが、設備センター内の既存集中監視装置への接続は考慮せず、本施設用として新たな集中監視装置を中央監視室内に新設するものと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
68	③	自動制御設備	29	II	6	5	4	イ	4	a		本施設内の監視盤の警報を一括表示する盤を中央監視室に設置し、主要設備ごとの一括警報を表示することとありますが、警報発報時等の緊急対応に関して、柏キャンパス内の中央監視室が行う内容及び範囲を具体的にお示ください。	設備センター内の中央監視室は、キャンパス全体の業務を担当しており、通常時に個々の建物の管理等を行うことはありません。また、緊急時はキャンパス全体に関連するものについて協力・支援を実施しています。 中央監視室が対応する内容及び範囲 防災設備警報 エレベーター警報設備 電気錠警報設備 身障者便所等警報設備 衛生設備警報 空調設備警報 受変電設備警報
69	③	排水設備 及びく資料 7>	30	II	6	5	4	イ	7	a	ii	計画地内で生じる建物及び外構の雨水排水は、浸透方式とした上で既設配水管に接続するという考えでよいでしょうか。その場合、既存排水管に接続可能な流量の制限をご指示願います。	お考えのとおりです。流量については、口径からマンシング及びクッターの公式により逆算して算出した数値以下にしてください。
70	③	排水設備	30	II	6	5	4	イ	7	b	ii	モニター排水槽における pH 異常時の対応は、居住者もしくは柏キャンパス内の中央監視室が行うと考えてよろしいでしょうか。	居住者は、勤務時間内に発報した場合に、初期的な対応に協力を行う考えです。設備センター内の中央監視室は、キャンパス全体の業務を担当しており、通常時に個々の建物の管理等を行うことはありません。また、緊急時はキャンパス全体に関連するものについて協力・支援を実施しています。

番号	書類	質問項目・記載位置										質問内容	回答
		一般書類→ 契約書類→	頁 頁	I 章	1 条	(I) 項	1) 号	ア	①	a	i		
													中央監視室が対応する内容及び 範囲 防災設備警報 エレベーター警報設備 電気錠警報設備 身障者便所等警報設備 衛生設備警報 空調設備警報 受変電設備警報
71	③	都市ガス設備	31	II	6	5	4	イ	10	d		都市ガス漏れ警報器、緊急遮断弁等の管理を中央監視室でできるようにするとありますので、警報発報時は、昼夜を問わず居住者もしくは柏キャンパス内の中央監視室が対応すると考えてよろしいでしょうか。	居住者は、勤務時間内に発報した場合に、初期的な対応に協力を行う考えです。設備センター内の中央監視室は、キャンパス全体の業務を担当しており、通常時に個々の建物の管理等を行うことはありません。また、緊急時はキャンパス全体に関連するものについて協力・支援を実施しています。 中央監視室が対応する内容及び 範囲 防災設備警報 エレベーター警報設備 電気錠警報設備 身障者便所等警報設備 衛生設備警報 空調設備警報 受変電設備警報
72	③	特殊ガス設備（高圧ガス設備）	31	II	6	5	4	イ	11			特殊ガス設備は、実験に係る設備のため、事業者の維持管理業務対象外と考えるとよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
73	③	特殊ガス設備（高圧ガス設備）	31	II	6	5	4	イ	11	b		緊急時には、緊急排気ファンの設置等の安全対策を講じること、とありますが、緊急時の安全対策は居住者もしくは柏キャンパス内の中央監視室にて対応すると考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
74	③	計量システム	31	II	6	5	4	イ	12	a		各階の部門・センターごとに給水、都市ガスの各使用量を計量する…とありますが、中水や井水も計量の対象となるのでしょうか。また、セントラル給湯方式を採用した場合、部門ごとの給水・ガス計量が困難となりますが、給湯ゾーンごとの計量としてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。

番号	書類	質問項目・記載位置										質問内容	回答
		一般書類→ 契約書類→	頁 頁	I 章	1 条	(I) 項	1) 号	ア	①	a	i		
												か。	
75	③	什器類仕様 (設置・施工)	32	II	6	6	2	ウ				「移設する既存物品と什器類の結合には、…専用部材を別途用意することで設置すること」とありますが、専用部材を用意するまでが事業者の業務範囲であり、あくまで既存物品の設置(搬入据付)は大学実施と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
76	③	什器類仕様 (設置・施工)	32	II	6	6	3	ウ				「本事業の実施に『密接に関連する』工事や大学調達物品、既存物品等の搬入据付業務がある場合は、工程等の調整を十分に行い、本工事及び本事業全体の円滑な進捗に努めること」とありますが、これはあくまで『引渡し前』に事業者が別途用意する専用部材により結合を要する「既存物品の搬入据付」のみと考えてよろしいでしょうか。(結合を要しない既存物品や大学調達備品の搬入据付業務は、常識的に『引渡し後』であり、その工程等の調整は事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。) ※実施方針の質問回答において「施設の『引渡し前』に、大学が本事業とは別途に行う関連工事や一部の引越し作業を実施する場合があります」とあります。	原則としては、お考えのとおりですが、当該物品の配置、重量、調整等において特殊な事情がある場合には、引渡前であっても、本体施設との結合を要しない大学調達物品や既存物品等の搬入据付業務を行うこともありえます。
77	③	教員室・学生室等	33	II	7	1	1	ア	3			「扉の横に、各種機能がシステム化されたパネルを設けること。廊下側には室名札、カード錠、掲示等、室内側には電源盤、計量システム、スイッチパネル等の機能を持たせる。室内の空調や照明制御システムの変更に対応可能とする。」と有りますが、照明制御システムとは ON/OFF ができるスイッチと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。ただし、タイマー、調光が必要な室については、調光制御等も含みます。
78	③	海洋生物飼育施設	34	II	7	1	2	イ				別表 2 の部屋用途及びアには「実験室等」の表現はありますが、イに記載の「海洋生物飼育施設」の表現がありません。範囲は「使用内容」から判断することになりと思いますが、範囲がハッキリしません。該	別表 4 の「部門等名・分野名」の欄に「共通実験室(海洋生物飼育施設)」と記載しています。

番 号	書 類	質問項目・記載位置										質問内容	回 答
		一般書類→ 契約書類→	頁 頁	I 章	1 条	(I) 項	1 号	ア	①	a	i		
												当部屋番号をご指示下さい。	
79	③	RI(ラジオ アイソトープ)実験室	35	II	7	1	2	ウ	5			大雨や洪水等とありますが、キャンパス内の既存施設で想定されている最大降雨量並びに過去の洪水水位の数値がありましたらご教示ください	最大降雨強度 100 mmとしてください。
80	③	荷物積込場 及びエプロン(本施設の裏玄関) 及びく第 1 回質問回答 No.155>	37	II	7	1	3	オ	5			平成 19 年 7 月 18 日付入札説明書等に関する質問回答(第 1 回目)155 で、ラウンジと荷物積込場との間(資料 18 のガラスのラウンジと荷物積込場間の点線)に全開可能なガラスの間仕切りを設けることとの回答となっておりますが、エプロンと荷物積込場間はシャッターやオーバースライディングドア等を設ける計画と考えてよろしいでしょうか。	エプロンと荷物積込場間においても、透過性の確保及び塵埃に配慮した仕様としてください。入札参加者の創意工夫のある提案を期待します。
81	③	設計に関する 要求事項	41	II	8	1	1	ア				「本施設担当者の指示にしたがい業務に必要な調査を行い」とありますが、p. 32、6(6)3)ア「既存物品の調査を、各室の居住者に対して行い、本施設にて使用するすべての機器備品の機種や仕様などの必要情報を記入した調査表を作成」以外にどのような調査が見込まれるのか、ご教示ください。	調査の範囲は、入札参加者の提案に基づく施設整備業務等を実施するにあたって必要となるものとし、具体的な事項については、入札参加者の提案によるものとします。
82	③	提出する設計 図書	42	II	8	1	2	イ				「提出する設計図書」のうち、基本設計完了時に提出するものはどれでしょうか。また、その残りは実施設計完了時の提出と考えてよろしいでしょうか。	(基本設計完了時) 要求水準書に記載のある「提出する設計図書」のうち基本設計完了時に提出する設計図書は、事業契約書(案)別紙 4 の「設計に伴う提出図書」のうち「基本設計図書」に基づくとともに、大学と事業者による設計の確認に十分配慮するものとします。なお、詳細については、大学と事業者とで協議して決定するものとします。 (実施設計完了時) 要求水準書に記載のある「提出する設計図書」のうち実施設計完了時に提出する設計図書は、事業契約書(案)別紙 4 の「設計に伴う提出図書」のうち「実施設計図書」に基づくとともに、大学と事業者による設計の確認に十分配慮するものとします。

番号	書類	質問項目・記載位置										質問内容	回答
		一般書類→ 契約書類→	頁 頁	I 章	1 条	(I) 項	1) 号	ア	①	a	i		
													のとします。なお、詳細については、大学と事業者とで協議して決定するものとします。
83	③	提出する設計図書	42	II	8	1	2	イ				「提出する設計図書」のうち、「各種省エネルギー計算書」とは、省エネルギーに関するシミュレーション等の検討に関する計算書と考えてよろしいでしょうか。あるいは、提案時の LCC 計算書を作成し直すものでしょうか。	提案時の LCC 計算書とは別に作成してください。
84	③	提出する設計図書	42	II	8	1	2	イ				「提出する設計図書」のうち、「実験室 CG パース(什器類配置)」とは、代表的な実験室についての CG パースと考えてよろしいでしょうか。	共通実験施設及び各分野の代表的な実験室を想定しています。なお、CG パースの目的は、本施設担当者と事業者(設計者)並びに本施設利用者(居住者)相互間の理解を深めるために使用するものです。
85	③	提出する設計図書 及びく第 1 回質問回答 No.170>	42	II	8	1	2	イ				平成 19 年 7 月 18 日付入札説明書等に関する質問回答(第 1 回目)で必ず避難安全検証を行うとの回答がありましたが、安全検証結果により計画上の制限等が発生する場合、建築基準法のルート A を選択することも可能ですか。	事業者の判断によるものとします。
86	③	廃棄物の処理 及びく様式 14 a 概要提案書>	43	II	8	1	6					地下躯体工事等で発生残土は、柏キャンパス内の指定残土置き場に運搬、敷きならしと考えてよろしいでしょうか？	お考えのとおりです。
87	③	事業者の業務範囲	44	III	2	1						植栽管理業務(屋上緑化も含む)は管理業務範囲外と考えてよいですか。	お考えのとおりです。
88	③	作業従事者の要件等	44	III	2	3	3					従事者に関する当該記述箇所は、維持管理業務全般の総則にあたるため、以下の内容と理解してよいですか。 「従事者は、各事業種別にふさわしい服装及び装備をし、維持管理業務を行うものとする。」	お考えのとおりです。
89	③	施設管理台帳の作成	45	III	2	7						「管理標準」とは、(2)8)に記載の省エネルギー法で作成すべき「管理標準」と理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
90	③	費用の負担 及びく第 1	46	III	2	9						維持管理費相当の定義について、平成 19 年 7 月 18 日付入札説明書	維持管理費相当には、④その他費用も含まれます。

番号	書類	質問項目・記載位置										質問内容	回答
		一般書類→ 契約書類→	頁 頁	I 章	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	a	i		
		回質問回答 No.178>										等に関する質問回答(第1回目)178より入札説明書31頁の2(1)サービス購入費の構成を確認したところ、維持管理費相当に該当するものは、④その他費用を除く、①建築物保守管理業務、②設備保守管理業務、③清掃業務にかかる費用と考えてよいですか。	
91	③	費用の負担	46	Ⅲ	2	9						大学が事業者に支払うサービス購入費のうち、維持管理費相当に対応する年間の費用は25百万円(消費税等を含まない。)以下とする、とありますが、年間25百万(消費税等を含まない。)についても要求水準と理解してよいでしょうか。 また、上記の要求水準と要求水準書47頁Ⅲ3(3)建築物保守管理業務の要求水準、要求水準書48頁Ⅲ4(2)3設備保守管理業務の要求水準、要求水準書50頁Ⅲ5(3)清掃業務の要求水準との間で齟齬が生じた場合(コストと内容)、どちらの条件が優先されるのでしょうか。	ご質問の前段について、お考えのとおりです。要求水準の一部として理解してください。 ご質問の後段について、要求水準の内容とコストとの調整は、コストを優先させるものとします。つまり、本事業における維持管理の要求水準の内容は、原則として性能記述としており、具体的なサービスの内容には一定の幅(レベル・グレード)があるものと理解しており、これらの幅(レベル・グレード)の設定にあたっては、コストの方を優先してくださいということです。入札参加者による効率的かつ効果的な維持管理に関する提案を期待しています。
92	③	費用の負担	46	Ⅲ	2	9						維持管理業務において、事業者の維持管理業務の責めによらない理由により、費用が増大した場合(修繕、更新等の維持管理費の増大)で、事業者が提案する維持管理費相当額(年額)を上回る場合、別途協議の上で、追加の費用が支払われるものと理解してよいですか。	大学と事業者との協議により対応するものとします。
93	③	用語の定義	46	Ⅲ	2	10	1					運転・監視の定義について、本件の維持管理業務において、設備機器等を稼働させ、その状況を監視すること及び制御すること、とありますが、状況を監視することとは、提案により遠隔で監視することと考えてよいですか。また、制御することとは、シーズン毎のスケジュール設定を実施する程度と考えてよいですか。	お考えのとおりです。
94	③	日常巡視点	48	Ⅲ	4	2	1	イ				日常巡視点検業務については、運	お考えのとおりです。入札参加

番号	書類	質問項目・記載位置										質問内容	回答
		一般書類→ 契約書類→	頁 頁	I 章	1 条	(I) 項	1 号	ア	①	a	i		
		検業務										転・監視業務の提案により、必ずしも毎日現地で実施する必要はないと考えてよいですか。	者の提案によるものとします。
95	③	清掃業務の対象	50	III	5	1	1					清掃業務は、日常清掃、定期清掃（窓枠、窓ガラス、網戸清掃等）いずれも対象範囲のみ実施すればよいと考えてよいですか。	お考えのとおりですが、窓ガラスの外部清掃についてのみ建物全体を対象としてください。詳細については、入札参加者の提案によるものとします。
96	別	<別表1> 自然採光 及び<資料 18 参考プ ラン>	1	別	1							別表 1 において、諸室で自然採光を要求する項目がありますが、恒温恒湿室など部屋の条件上採光が不適なものについてや、参考プランのレイアウト上外壁に面さない小部屋など物理的に自然採光が取れないものについては自然採光はないものと考えてよろしいでしょうか。	別表 1 の記載のとおり、極力自然採光を希望しますが、具体的には入札参加者の提案によるものとします。
97	別	<別表1> 積載荷重	1	別	1							研究室、実験室等の積載荷重は、要求水準書に特記が無い場合、文教施設整備技術研究会「学校建築構造設計指針・同解説」（平成8年版）による積載荷重を採用するものと考えて宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。
98	別	E5（機械室等の温湿度環境）	5	別	1							換気量を求めるための許容温度は40℃としてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
99	別	<別表1> 恒温室・恒温恒湿室の空調機器設置場所	5	別	1							別表1に恒温性能を要求されている室がありますが、これらの室は空調制御にて過冷却+再熱システムが不可欠となります。このシステムを組む場合、空調機器が実験室内にて床置型になる事が想定されます。このような場合においては、現在御提示いただいている実験機器や什器類のレイアウトの見直しを行う必要がありますが、これらの調整は実施設計段階で御協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。当該事項につきましては、基本又は実施設計段階に協議するものとします。
100	別	電気室	6	別	1							室内の温湿度環境がE4、E5となっていますが、E5はどのような機器を対象にしているのでしょうか。	一般の空調設備です。
101	別	<別表1> 恒温室、恒	6 他	別	1							別表 1 には数多くの恒温室、恒温恒湿室、クリーンルーム、低温室が	お考えのとおりです。

番号	書類	質問項目・記載位置										質問内容	回答
		一般書類→ 契約書類→	頁 頁	I 章	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	a	i		
		温恒温室、 低温室、ク リーンルー ム、低温室 の前室										記載されていますが、これらのほとんどの室には前室が設置されていないため、扉の開閉を行った時に室内条件が乱れることはやむを得ないと考えてよろしいでしょうか。	
102	別	調温実験室	7	別	1							空調は特殊となっていますが、三つの恒温室ユニットが設置される実験室は一般空調と考えてよろしいでしょうか。空調種別で一般と特殊の違いはどのように定義されているのでしょうか。	ユニットは特殊空調です。ユニットが入る実験室については、一般空調としてください。
103	別	ナノシムス 実験室	7	別	1							自然採光が要(室内より)となっていますが、前室や廊下に面する内壁に開口部を設けることでしょうか。	お考えのとおりです。
104	別	<別表 1> ナノシムス 実験室の温 度条件	7	別	1							別表 1 によると、ナノシムス実験室の空調条件が $18\sim 22^{\circ}\text{C}\pm 0.1^{\circ}\text{C}$ となっています。このうち許容温度 $\pm 0.1^{\circ}\text{C}$ はかなり厳しい値ですが、これは絶対条件として守る必要がありますでしょうか。 閲覧資料において北海道大学創成科学研究棟クリーンルームの測定結果があり、 23°C 下において許容誤差 0.1°C 以内で収まっている報告となっていますが、当結果は内部発熱変動や作業員発熱負荷が無い、また外壁負荷が発生しない中間期による安定状態での測定結果と推測します。 通常の使用下において許容温度差 0.1°C を実現するためには、前室の設置、壁の高断熱化、空調気流の層流形成のための天井吹出と床下吸い込みの設置、高感度制御のため的大掛かりな空調装置、機器の屋内設置のための機械室付設などの対処が必要となると考えられますが、ナノシム実験室空調条件をご教示下さい。	許容温度 $\pm 0.1^{\circ}\text{C}$ は、実験を行う環境としては絶対条件です。ただし、許容温度 $\pm 0.1^{\circ}\text{C}$ を実現する測定点については、X 軸・Y 軸・Z 軸のある地点での測定値とすることで検討してください。また、閲覧資料の「北海道大学創成科学研究棟クリーンルーム」においても、同様の装置を用いた実験を問題なく行っており、本事業においても閲覧資料と同等以上のシステムを構築することにより要求する条件を満たせるものと考えます。入札参加者の創意工夫のある提案を期待します。
105	別	<別表 1> RI 管理区 域の窓	9	別	1							別表 1 によると 126gRI 中高レベル実験室、126hRI 低レベル実験室に自然採光が必要となっています。しかし、当該区域は RI 管理区	放射性同位体元素の核種と使用量によっては、遮蔽用窓にすることを含めて、入札参加者の提案によるものとします。

番号	書類	質問項目・記載位置										質問内容	回答
		一般書類→ 契約書類→	頁 頁	I 章	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	a	i		
												域のため、安全管理上から窓は設けないこととしたいと考えますが、いかがでしょうか。	
106	別	<別表 1> トイレ給湯室等の空調	10 他	別	1							別表 1 の(i)各室環境の基準によると、トイレ給湯室等がE1：一般的な快適温度(夏期：乾球温度 26℃、冬期：乾球温度 22℃)および一般的な快適湿度(夏期：相対湿度 60%、冬期：相対湿度 40%)となっております。トイレ給湯室等とはトイレ、給湯室、シャワー室、コピーコーナーを含むことが別表 2 から読み取れますが、空調を行う室はコピーコーナーのみとし、その他の非居室部分においては、省エネルギーの観点からも完全な空調とはせず、温湿度については快適域を脱しない範囲で成り行きと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
107	別	室内の温湿度環境	11 23	別 別	1 1							202g 冷凍室 4、505 c 培養室は、設定温度が可変となっています。これらの室は設定温度を固定して使用するものとし、時間と共に温度を変化させる環境実験室ではないと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
108	別	<別表 1> 冷却設備	11 15 16 23	別	1							202a～g、301e、306b、505b は低温室、冷凍室となっていますが、温度条件の許容が±1℃となっています。このような低温下で±1℃の精度を保つためには、過冷却＋再熱システムが不可欠となり、消費エネルギーも大きなものになります。また、デフロスト時にも温度を確保するためには、機器を二重化する必要があります、かなり大規模な設備が必要となってきます。これらの室は恒温制御システムは付設せず、一般的な冷蔵庫、冷凍庫程度の冷却設備と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。なお、デフロスト時間ができるだけ短いシステムの提案としてください。
109	別	<別表 1> <別表 2> ラウンジ(2階)	14 43 44	別 別 別	1 2 2							別表 2 の 43・44 頁にラウンジ 1、ラウンジ 2 とありますが別表 1 の 14 頁にはラウンジ 1(会議室)のみが表示されています。表示内容から判断して別表 2 のラウンジ 2 が	別表 2 の「ラウンジ 2」は存在しません。訂正します。

番号	書類	質問項目・記載位置										質問内容	回答
		一般書類→ 契約書類→	頁 頁	I 章	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	a	i		
												別表 1 と一致し別表 2 のラウンジ 1 は存在しないとしてよろしいでしょうか	
110	別	〈別表 1〉 〈別表 2〉 テラス (2 階)	15 44	別	1 2							別表 1 の 15 頁並びに別表 2 の 44 頁にテラスが室名として記載されていますが、いずれも屋外機置場の機能が表示されています。実験室の状況等から屋外機を設置するのはテラスでなく、バルコニー (2 階) と理解してよろしいでしょうか。 また、バルコニーの仕様があれば別途ご教示下さい。	お考えのとおりです。なお、バルコニーの仕様については、要求水準書 38 頁の「サ 2 階から 7 階のテラス、バルコニー」を参照してください。
111	別	〈別表 1〉 テラスの冷却水循環装置	15	別	1							別表 1 によると 2 階テラス部分に冷却水循環装置が設置されるように記載されておりますが、これは何用でしょうか。また、装置の大きさ、重量、必要なインフラをご教示ください。	当該冷却水循環装置は、バルコニー (2 階) に設置するものとします。なお、装置の大きさ等については、閲覧資料 12 のヒアリング資料を参照してください。
112	別	調温実験室	36	別	2							全ての設備は耐塩害仕様となっておりますが、室内に露出している機器、器具と考えてよろしいのでしょうか。	お考えのとおり、本事業で設置する建具、照明器具、実験盤等を含む「機器、器具」のことです。
113	別	〈別表 2〉 各室の特殊条件等	36	別	2							光環境調節実験室、調温実験室は単独で調光となっておりますが、その調光方式は、手元調光器で行うと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
114	別	〈別表 2〉 各室の特殊条件等	37	別	2							飼育室関係の照明は、タイマー制御となっており、各エリアの要求水準にも利用者が設定可能なタイマーを設置することとなっております。利用者が設定可能なタイマーとは、各室電源盤内の 24h タイマー程度のものと考えてよろしいでしょうか。また、on、off のみの制御で、調光は必要なしと考えてよろしいでしょうか。	115 光環境調節実験室、116 調温実験室の 2 室のみタイマーと調光を組み合わせた制御としてください。それ以外の飼育室関係の照明は、24 時間タイマー制御としてください。
115	別	〈別表 2〉 2F ラウンジ 1, 2	43 44	別	2							別表 2 において、ラウンジ 1 とラウンジ 2 があり、ラウンジ 1 は講義室 1 とラウンジ 2 は会議室と一体利用可とありますが、参考プランには、講義室 2 と一体利用するラウンジしかありません。各室の面積の関係から、参考プランを正と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。

番 号	書 類	質問項目・記載位置										質問内容	回 答
		一般書類→ 契約書類→	頁 頁	I 章	1 条	(I) 項	1) 号	ア	①	a	i		
116	別	無機実験室	50	別	2							別紙 3 は何をすのでしょうか、ご 教示下さい。	別表 3 ではなく、閲覧資料 12 の 間違いです。「別表 3」を「閲覧資 料 12」に訂正します。
117	別	<別表 3> 各室に事業 者が調達し 設置する機 器・備品等	65	別	3							別表 3 実験機器仕様で「〇〇〇相 当」とありますが、同等の性能機器 については掲載メーカー外の機種 に変更してよいと考えてよろしい でしょうか。	お考えのとおりです。
118	別	<別表 3> <別表 4> 別表と閲覧 資料の関係	65 93	別 別	3 4							別表 3・4 と閲覧資料で、機器点数 や仕様に不整合が多々見受けられ ます。入札金額を算出する上で、 優先する資料をご指示願います。	別表 3、別表 4 を優先してくださ い。
119	別	<別表 3> 恒温室内に 設置されて いるドラフ トチャンバ ー稼動時の 条件	70 他	別	3							別表 3 によると、212d 生物組織試 料作製室、423 生元素実験室 1、 424b クリーン実験室 2B、428 生元 素実験室 3、704 海洋底実験室、 734a～c 国際実験室 1～3 の各恒 温室にドラフトチャンバーが設置 されています。また、524e 先端計 測実験室、705b 地学精密分析室の 各クリーンルームにもドラフトチ ャンバーが設置されています。こ れらの室においてドラフトチャン バーを稼動させた場合は、その室 内の温度条件や清浄度条件が乱れ ることはやむを得ないと考えてよ ろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
120	別	<別表 4> 機 器 番 号 1, 2 の仕様	128	別	4							事業者が調達する機器の仕様をご 教示ください。	閲覧資料 12、14 を参照してくだ さい。
121	別	<別表 4> 機 器 番 号 1, 2 の仕様	130	別	4							事業者が調達する機器の仕様をご 教示ください。	閲覧資料 12、14 を参照してくだ さい。
122	別	<別表 4> 機 器 番 号 1, 3 の仕様	149	別	4							事業者が調達する機器の仕様をご 教示ください。	閲覧資料 12 の他は、入札参加者 の提案によるものとします。
123	別	<別表 4> 機 器 番 号 1, 3 の仕様	150	別	4							事業者が調達する機器の仕様をご 教示ください。	閲覧資料 12 の他は、入札参加者 の提案によるものとします。
124	別	<別表 4> 機 器 番 号 1, 2 の仕様	151	別	4							事業者が調達する機器の仕様をご 教示ください。	閲覧資料 12 の他は、入札参加者 の提案によるものとします。
125	別	<別表 4> 機器番号 1	152	別	4							事業者が調達する機器の仕様をご 教示ください。	閲覧資料 15 の他は、入札参加者 の提案によるものとします。

番 号	書 類	質問項目・記載位置										質問内容	回 答
		一般書類→ 契約書類→	頁 頁	I 章	1 条	(I) 項	1) 号	ア	①	a	i		
		～7 の仕様											
126	別	＜別表 4＞ 機器番号 1 の仕様	216	別	4							事業者が調達する機器の仕様をご 教示ください。	入札参加者の提案によるものと します。
127	別	＜別表 4＞ 機器番号 1 の仕様	278	別	4							事業者が調達する機器の仕様をご 教示ください。	入札参加者の提案によるものと します。
128	別	＜別表 4＞ 機器番号 1 の仕様	344	別	4							事業者が調達する機器の仕様をご 教示ください。	入札参加者の提案によるものと します。
129	別	＜別表 4＞ 機器番号 1 の仕様	394	別	4							事業者が調達する機器の仕様をご 教示ください。	入札参加者の提案によるものと します。
130	別	＜別表 4＞ 機器番号 1 の仕様	433	別	4							事業者が調達する機器の仕様をご 教示ください。	入札参加者の提案によるものと します。
131	資	＜資料 3＞ 柏キャンパ ス外構計画 図	461	資	3							外構仕上げ違いの見切りはどのよ うにお考えでしょうか。	入札参加者の提案によるものと します。
132	資	＜資料 3＞ 柏キャンパ ス外構計画 図 ＜資料 18＞ 参考プラン	461 481	資 資	3 18							参考プラン 1 階平面図の計画地西 側の構内道路との間に 4m巾の植 栽帯のような部分がありますが、 この範囲までが計画範囲と考 えてよろしいでしょうか。またこの 植栽帯の巾・位置等は外構の提 案で変更可能でしょうか。	ご質問の前段について、構内道路 境界工作物までとします。 ご質問の後段について、入札参加 者の提案によるものとします。
133	資	＜資料 3＞ 柏キャンパ ス外構計画 図	461	資	3							計画地及び周辺の構内道路等の整 備計画地盤高さをお教えてください。	本事業の本施設は 1FL=TP+20.6 を予定しています。なお、構内道 路の計画地盤は、設計時に提示し ます。
134	資	＜資料 18＞ 参考プラン	481	資	18							1 階平面図のエプロン部ですが、 トラック荷台高さにあわせるとい うことは、建物西側の地盤面を下 げて対応すると考えてよろしいで しょうか。	入札参加者の提案によるものと します。
135	⑤	＜第 4 条＞ 株式の譲渡	1		4							本件事業を遂行するため金融機関 から融資を受ける必要がある場 合、担保のための株式の譲渡が当 該融資実行の条件とされるとき は、当該株式の譲渡は認められ ると考えてよろしいでしょうか。	当該融資の資金使途等の条件面 において、特段の問題がないよう であれば、承諾することは可能で す。
136	⑥	＜第 1 条＞	3	1	1							平成 19 年 7 月 18 日付入札説明書	事業契約書(案)に関する質問回

番 号	書 類	質問項目・記載位置										質問内容	回 答
		一般書類→ 契約書類→	頁 頁	I 章	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	a	i		
		定義 及び<第 1 回質問回答 No.207>										等に関する質問回答(第 1 回 目)207 番では「本契約」に反映さ せるのが適当なものについては、 これを反映させる」とありますが、 適当なものかどうかはどのような 基準で判断されるのか、具体的に ご教示下さい。	答において、事業契約書に修正を 加える(反映する)旨の回答をし たものについては、反映させると いう意味です。質問回答の一部 を有効なものとして取扱い、一部 を無視するというものではなく、 質問回答の内容が本契約(事業契 約書)に記載(反映)されない場合 でも、本事業の入札手続における 正式な文書として取り扱われる ことには変わりありません。
137	⑥	<第 1 条> 定義	4	1	1	1	28					「要求水準書」とは、…大学が事業 者に要求する業務水準を示すもの として入札説明書と同時に配布し た書類、第 1 回及び第 2 回質問回 答書(但し、要求水準書に関する質 問に限る。)…をいう。」とありま すが、第 1 回及び第 2 回質問回答 書の内容は、入札説明書と同時に 配布された要求水準書に優先する と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりですが、すべての 項目において、要求水準書と要求 水準書に関する質問回答との間 に相違があるわけではないことに 留意してください。
138	⑥	<第 1 条> 定義	4	1	1	1	28					第 1 回質問回答書と第 2 回質問回 答書では、日付のより新しい方が 優先されると考えてよろしいでし ょうか。	お考えのとおりですが、すべての 項目において、要求水準書に関す る第 1 回質問回答と、同第 2 回質 問回答との間に相違があるわけ ではないことに留意してください。
139	⑥	<第 8 条> 履行保証金 及び<第 1 回質問回答 No.209>	5	2	8	1						平成 19 年 7 月 18 日付入札説明書 等に関する質問回答(第 1 回 目)209 番にて、金融機関による保 証や保証会社による保証は不可と のことですが、理由につきご教授 いただきたくお願い致します。	大学の実務上の都合によるもの です。ご協力をお願いします。
140	⑥	<第 9 条> 本件施設の 設計	6	3	9							「本施設担当者の指示にしたがい 業務に必要な調査」を行った場合 のその調査の費用負担、およびそ の調査に起因して設計変更をする 必要性が生じた場合の費用負担に ついて事業契約書に条文の追加を お願いできますでしょうか。	事業契約書(案)第 12 条の「法令 変更等による設計変更」第 2 項か ら第 4 項、同第 21 条の「建設に伴 う各種調査」第 1 項から第 5 項の 規定するところにより、ご質問の 趣旨は十分に満たされていると 考えています。
141	⑥	<第 23 条> 備品の整備 ・搬入 及び<第 1 回質問回答	10	4	23	2						「大学が別途発注する備品の搬入 作業(や既存物品の搬入据付作業 : 第 1 回質問回答 No. 219 で追加) が、事業者の業務に密接に関連す る場合において、必要がある場合	お考えのとおりです。

番 号	書 類	質問項目・記載位置										質問内容	回 答
		一般書類→ 契約書類→	頁 頁	I 章	1 条	(I) 項	1) 号	ア	①	a	i		
		No.219>										にはスケジュールの調整を行い、備品の搬入に協力」とありますが、『引渡し前』に大学による搬入据付作業がある場合、そのリスク(施設損傷等)は大学負担と解釈してよろしいでしょうか。	
142	⑥	<第 23 条> 備品の整備 ・搬入	10	4	23	2						大学が別途発注する備品について現在想定しているものをご教示下さい。	机、棚等の什器類及び実験装置などです。現時点における詳細資料については、閲覧資料 12 のヒアリング資料を参照してください。
143	⑥	<第 23 条> 備品の整備 ・搬入 及び<第 1 回質問回答 No.219>	10	4	23	2						平成 19 年 7 月 18 日付入札説明書等に関する質問回答(第 1 回目)219 番に関連する確認ですが、「備品の搬入に協力する」とは、大学が別途発注する備品(現海洋研から移設する備品を含む)の搬入作業(据付作業を含む)のためのスケジュールの調整等を指し、備品の搬入、据付作業自体は入らないと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
144	⑥	<第 23 条> 備品の整備 ・搬入	10	4	23	2						「スケジュールの調整を行い」とありますが、それ以外に想定されている具体的な業務をご教示下さい。	本件施設の引渡前に関する規定であり、当然に、当該現場は事業者(建設企業)の管理のもとにおかれているわけであり、大学が別途発注する備品の搬入作業に対する管理等(各種工事とのスケジュール調整とともに、安全・衛生上の指導等)が、事業者(建設企業)の業務の中心となります。
145	⑥	<第 31 条> 工期の変更	12	4	31	2						工期について本契約では定義されていませんが、別紙 1 の工事着手予定日から本件施設引渡予定日までを指すと理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
146	⑥	<第 34 条> 建設工事中 に事業者が 第三者に及 ぼした損害 及び<第 1 回質問回答 No.226>	13	4	34	2						平成 19 年 7 月 18 日付入札説明書等に関する質問回答(第 1 回目)226 番では「原案のとおりとします。」とのご回答ですが、本件事業の建設工事において、東京大学工事請負契約要領別記第 1 号工事請負契約基準第 28 条第 2 項に定める規定とは異なる基準を採用している理由をご教示下さい。	大学と事業者の適正なリスク分担として、本事業においては原案によるものとします。入札説明書 23 頁の「大学と選定事業者の責任分担」を参照してください。
147	⑥	<第 34 条>	13	4	34	2						平成 19 年 7 月 18 日付入札説明書	原案のとおりとします。

番 号	書 類	質問項目・記載位置										質問内容	回 答
		一般書類→ 契約書類→	頁 頁	I 章	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	a	i		
		建設工事中 に事業者が 第三者に及 ぼした損害 及び第 1 回質問回答 No.226>										等に関する質問回答(第 1 回 目)226 番では「原案のとおりと します。」とのご回答ですが、東京大 学工事請負契約要領別記第 1 号工 事請負契約基準第 28 条第 2 項で は「工事の施工に伴い通常避ける ことができない騒音、振動、地盤沈 下、地下水の断絶等の理由により 第三者に損害を及ぼしたときは、 発注者がその損害を負担しなけれ ばならない。」との基準が規定さ れていることから、本件事業の建 設工事においても同様の基準を採 用し、本項を変更するようご再考 いただけないでしょうか。	
148	⑥	<第 48 条> 第三者に及 ぼした損害 及び第 1 回質問回答 No.234>	17	5	48	2						平成 19 年 7 月 18 日付入札説明書 等に関する質問回答(第 1 回 目)234 番では「原案のとおりと します。」とのご回答ですが、維持管 理業務にともない通常避けること の出来ない理由により生じた損害 に関しては、東京大学工事請負契 約要領別記第 1 号工事請負契約基 準第 28 条第 2 項に倣い、発注者の 負担とするようご再考いただけない でしょうか。	原案のとおりとします。
149	⑥	<第 53 条> 施設の提供 等	18	5	53	3						事業者は、提供された作業員詰所 にかかる光熱水費を負担しなければ ならない。とありますが、一方 で、第 56 条 2 項に、本件施設の維 持管理業務の実施に必要な光熱水 費は大学の負担とし、サービス購 入費に含まれないとする、とあり ます。維持管理業務に係る作業員 詰所にかかる光熱水費は大学側負 担と理解してよいですか。	入札説明書等に関する質問回答 (第 1 回目)の番号 241 の回答を 参照してください。
150	⑥	<第 64 条> 事業者の債 務不履行に よる契約の 早期終了 及び第 1 回質問回答 No.249>	20	7	64	1						事業契約書(案)第 64 条第 1 項は 維持管理期間開始前、開始後に共 通する事項との理解でよろしいで しょうか。平成 19 年 7 月 18 日付 入札説明書等に関する質問回答 (第 1 回目)249 番にて、「維持管理 費用」に言及されていたため、確認 させていただきたく、お願い致し ます。	お考えのとおりです。

番 号	書 類	質問項目・記載位置										質問内容	回 答
		一般書類→ 契約書類→	頁 頁	I 章	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	a	i		
151	⑥	＜第 64 条＞ 事業者の債務不履行による契約の早期終了	21	7	64	1	3					「自己の負担する～債務」には、事業者が発注者以外の第三者に対して負担する債務も含まれますでしょうか。	お考えのとおりです。
152	⑥	＜第 64 条＞ 事業者の債務不履行による契約の早期終了及び＜第 1 回質問回答 No.249＞	21	7	64	1	3					平成 19 年 7 月 18 日付入札説明書等に関する質問回答（第 1 回目）249 番では「維持管理費用相当のおおむね一回分」とあることから、設計・建設期間中については、本号は適用外としていただけないでしょうか。（設計・建設期間中の事業者の業務不履行については、事業契約書(案)第 64 条第 2 項でカバーされるものと考えます。）	原案のとおりとしますが、事業契約書(案)第 64 条の「事業者の債務不履行による契約の早期終了」は、大学が「できる」ことを規定しているものであり、ご質問にあるように、設計・建設段階において本規定(金額)を適用することはないものと考えています。
153	⑥	＜第 68 条＞ 引渡前の解除の効力及び＜第 1 回質問回答 No.250＞	22	7	68	1						平成 19 年 7 月 18 日付入札説明書等に関する質問回答（第 1 回目）250 番に関連する確認ですが、「倒壊部分、調達済みの資材相当額」については、事業契約書(案)第 70 条第 4 項若しくは第 5 項に基づき大学が負担し、又は同条第 6 項に基づき大学及び事業者が負担すると理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
154	⑥	＜第 68 条＞ 引渡前の解除の効力及び＜第 1 回質問回答 No.256＞	22	7	68	6						平成 19 年 7 月 18 日付入札説明書等に関する質問回答（第 1 回目）256 番に関連してですが、本項では「第 1 項の規定にかかわらず」とあり、第 1 項は大学の債務不履行による解除、大学の任意解除、法令変更又は不可抗力による契約終了の場合の規定であることから、事業者帰責により引渡し前に契約解除した場合、本項に定める「土地の原状回復」は請求されないと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のような場合は、事業契約書(案)第 68 条第 2 項の規定が適用されます。同条第 2 項の規定は、大学が「できる」ことを規定しているものであり、大学が出来高部分の買受けを選択しない場合には、事業者の負担で土地の原状回復を行う必要が発生します。
155	⑥	＜第 71 条＞ 保全義務及び＜第 1 回質問回答 No.260＞	23	7	71							平成 19 年 7 月 18 日付入札説明書等に関する質問回答（第 1 回目）260 番にて、事業契約書(案)第 65 条第 2 項、第 66 条、第 77 条又は第 81 条に基づく解除の場合の維持保全の費用負担について、第 70 条第 4 項、第 5 項、第 6 項の規定によるとのご回答でしたが、本	原案のとおりとします。事業契約書(案)第 71 条の「保全義務」の規定は、契約解除を前提とした引渡し若しくは引継ぎまでの必要最小限の維持保全(事故や極端な機能劣化等の防止等)を規定したものであり、当然に、事業契約書(案)第 65 条第 2 項、第 66 条、第

番 号	書 類	質問項目・記載位置										質問内容	回 答
		一般書類→ 契約書類→	頁 頁	I 章	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	a	i		
												条で「自らの負担」と規定されているため、本条の維持保全費用は事業者負担になると思われます。本条における維持保全費用の負担が第70条第4項、第5項、第6項の規定による旨記載いただきたく、お願い致します。	77条又は第81条に基づく解除の場合の維持保全費用の負担は、事業契約書(案)第70条第4項、第5項、第6項の規定によることとなります。また、入札説明書等に関する質問回答(第1回目)の番号260の回答や本回答は、事業契約書の解釈や補足説明等として、本事業の入札手続における正式な文書として取り扱われます。
156	⑥	<第73条> 事業者による 表明保証 及び誓約	24	8	73	2						本件事業を遂行するため金融機関から融資を受ける必要がある場合、本契約に基づく債権の譲渡、質権の設定、契約上の地位の譲渡その他の担保提供が当該融資実行の条件とされるときは、当該譲渡及び担保の設定等は認められると考えてよろしいでしょうか。	当該融資の資金使途等の条件面において、特段の問題がないようであれば、承諾することは可能です。
157	⑥	<第86条> 秘密保持	27	11	86							「自己の役員及び従業員、自己の代理人・コンサルタント、建設企業及びその下請け会社又は出資者」とありますが、秘密等を開示できる相手の中に、「設計企業及びその下請け会社」並びに「維持管理企業及びその下請け会社」も加えていただけないでしょうか。	了解しました。事業契約書(案)第86条の「…自己の代理人・コンサルタント、建設企業及びその下請会社又は出資者以外の第三者に漏らし…」を「…自己の代理人・コンサルタント、設計企業及びその下請会社、建設企業及びその下請会社、維持管理企業及びその下請会社又は出資者以外の第三者に漏らし…」に変更します。 また、第1条第1項第2号に、「維持管理企業とは、●及び第52条により事業者から直接に本件施設の維持管理の委託を受け、又はこれを請け負う者をいう。」という規定を挿入し、以下号番号を繰り下げたものとします。
158	⑥	<別紙4> 設計に伴う 提出図書	39	別	4							事業契約書に定める「設計に伴う提出図書」について「上記以外にも、入札説明書等において提出が指定されるものを含む。」とありますが、一方で事業契約書における「入札説明書等」の定義には「要求水準書を除く」とあります。つまり、事業契約書に定める「設計に伴う提出図書」には、要求水準書p.42、8(1)2)イに定める「提出する設計図書」は含まれないのでしょ	事業契約書(案)別紙4脚注の「…上記以外にも、入札説明書等において…」を「…上記以外にも、入札説明書等(但し要求水準書を含む。以下、事業契約書(案)の別紙において同じ。)において…」に変更します。

番 号	書 類	質問項目・記載位置										質問内容	回 答
		一般書類→ 契約書類→	頁 頁	I 章	1 条	(1) 項	1) 号	ア ー	① ー	a ー	i ー		
												うか。	
159	⑥	<別 9> 不可抗力による追加費用の負担割合	44	別	9	1 2						事業者ではコントロールできない不可抗力リスクに対しリスクをミニマム化するために事業者が付保する保険について、その保険金がすべて大学が負担すべき損害及び追加費用から控除されるとの原案は事業者が保険を付保するインセンティブを失わせ、事業の安定性が損なわれ、ひいては大学のリスク圧縮も図られなくなる可能性があるものと思料いたします。保険金は損害及び追加費用の総額に充當いただきたく、お願い致します。	原案のとおりとします。
160	⑦	<閲覧資料 13> 仮設計画図										西側道路と境の緑地部分は仮設通路などで埋め戻し造成は可能でしょうか。	可能ですが、現状復旧が条件となります。
161	⑦	<閲覧資料 13> 仮設計画図										記載されている工事敷地は仮設計画によって図の南、または柏キャンパス北側空き地など拡大使用が可能でしょうか。	可能ですが、現状復旧が条件となります。
162	⑦	<閲覧資料 13> 仮設計画図										記載の出入口と位置の変更は可能でしょうか。	入札参加者の提案によるものとします。
163	⑦	<閲覧資料 13> 仮設計画図										西側通路の道路の半分に点線がありますが、双方向通行可能と考えて宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。
164	⑦	<閲覧資料> (ドラフト チャンバー 制 御 系 統 図)										閲覧資料の中にドラフトチャンバーの VAV 制御についての資料が添付されておりますが、当システムを導入する実験室名をご教示下さい。	VAV 制御は、ドラフトチャンバーを設置する全室を対象とします。
165	⑦	<閲覧資料 1> 配置図										閲覧資料 1 の配置図データと、参考プランの計画地西側構内道路の位置が異なりますが、参考プランを正として考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおり、参考プランを正としてください。
166	⑦	工事区分の 確認										大学が本事業とは別に設置する実験機器類に給排水配管・ダクトなどを接続する場合、接続工事は大学側にて行うものと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりですが、搬入時及び施工時の調整並びに施工後の試運転調整についてはお願いします。
167	⑦	<閲覧資料>										閲覧資料において、323 b クリーン	本事業においては、ご質問の後段

番号	書類	質問項目・記載位置										質問内容	回答
		一般書類→ 契約書類→	頁 頁	I 章	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	a	i		
		(クリーン ルームの仕 様)										実験室 1-2、422 c 無菌実験室 1 のクリーンルーム仕様詳細があります。この中でクリーンルームは耐酸仕様とするように指示されており、パネルや照明の耐酸対策が記載されています。 一般的なクリーンルームとしてはパネル表面仕上げはカラー鋼板、照明はアクリルカバー付となります。耐食性を向上させるとすれば、表面パネルや照明器具をステンレス製とすることはできますが、あくまでもその部位のみの耐酸性が高まるだけであり、クリーンルームとして耐酸性を保証するものではありません。さらに、細かな構成部品などは耐酸への対応が難しく、これらの材質変更は非常に困難であると考えます。また、エアシャワーは既製品となるため、金属露出部分のコーティングなどの特殊仕様対応は不可能と考えますし、エアシャワー内部の機器についても耐酸化などの特殊仕様はできません。さらに、空調機、全熱交換器、フィルターユニット、センサーなどの空調機器類、空調換気ダクト類、水栓器具類、火災感知器、スイッチ、コンセントなどの器具類は一般仕様でよろしいでしょうか。これらの設備の中には本格的な耐酸対応が非常に難しく、行うとすると相当特殊な設備となったり、特別なスペースが必要になったりするものもあります。 これらの各部位について、具体的な仕様の指示をお願い致します。	にあります「空調機、全熱交換器、フィルターユニット、センサーなどの空調機器類、空調換気ダクト類、水栓器具類、火災感知器、スイッチ、コンセントなどの器具類」にまで耐酸仕様を求めています。各メーカー等の標準仕様等を組み合わせることにより、低コストで最大の効果が得られる創意工夫ある提案を期待します。
168	⑦	<第 1 回質問回答 No. 185> RI 設備及び海水を扱う設備の維持管理										質問回答 NO. 185 には、RI 設備及び海水を扱う設備の維持管理は、本事業における事業者の業務範囲外とします。との回答がありましたが、実験のための淡水を扱う設備、エアーを供給する設備も実験に係る設備のため、事業者の維持管理業務範囲外と考えてよいです	お考えのとおりです。

番 号	書 類	質問項目・記載位置										質問内容	回 答
		一般書類→ 契約書類→	頁 頁	I 章	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	a	i		
												か。	
169	⑦	リスク分担										飼育生物の生死に関するリスク負担者は大学という理解でよろしいでしょうか。	事業者の責めによらないものについては、大学が当該リスクを負担するものとします。
170	⑦	RI 排水処理装置の処理能力										RI 排水処理装置の処理能力は、各事業者が適宜想定するものとしてよろしいでしょうか。	閲覧資料 12、14 を参照してください。その他は、入札参加者の提案によるものとします。